

地域包括支援センターだより

今号より新たに『地域包括支援センター』に関する情報をお届けします。

現在、本町は総人口に占める高齢化率が35%を超え（4月1日現在）、3人に1人が65歳以上の超高齢社会に突入しています。そのような中で、高齢者の方々が安心して暮らせるよう、介護に関することや権利擁護といった高齢者のための総合的な相談窓口として『地域包括支援センター』が設置されています。

※全国に4,328か所、サブセンターなどを含めると7,072か所設置されています。

（平成24年度老健事業「地域包括支援センターにおける業務実態に関する調査研究事業報告書」(平成24年4月現在)）

権利を守ること

- ・悪質な訪問販売の被害にあった。
- ・財産管理に自信がない。
- ・虐待にあっている人がいる。



介護や健康のこと

- ・足腰が弱ってきた。
- ・今の健康を維持したい。
- ・介護が必要になったが、どこに相談したらよいか分からない。



大崎町地域包括支援センター 【高齢者の総合相談窓口】

主任介護支援専門員
(主任ケアマネジャー)



看護師

社会福祉士

さまざまな 相談ごと

- ・近所の1人暮らしの高齢者が心配。



暮らしやすい 地域のために

- ・ケアマネジャーに対する相談支援。
- ・関係機関との連携体制の構築。



チームを組んで対応

総合相談

地域の高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくための支援。(総合相談・実態把握・地域包括支援ネットワークなど)

権利擁護

権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者の権利侵害の予防や対応を専門的に行う。(高齢者虐待や消費者被害の防止・対応など)

包括的・継続的 ケアマネジメント

個々の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメント実践のための地域の基盤整備と個々の介護支援専門員へのサポート

介護予防 ケアマネジメント

要介護・要支援状態になることを予防するための必要な援助を行う。(要介護状態となるおそれの高い状況にあると認められる65歳以上の者が対象)

